

経済振興委員会報告資料

**報告第 51 号 福岡市商工金融資金制度に
関する損失補償契約に係る回収納付金を
受け取る権利の放棄に関する条例に基づく
回収納付金を受け取る権利の放棄について**

令和 7 年 9 月
経済観光文化局

報告第 51 号

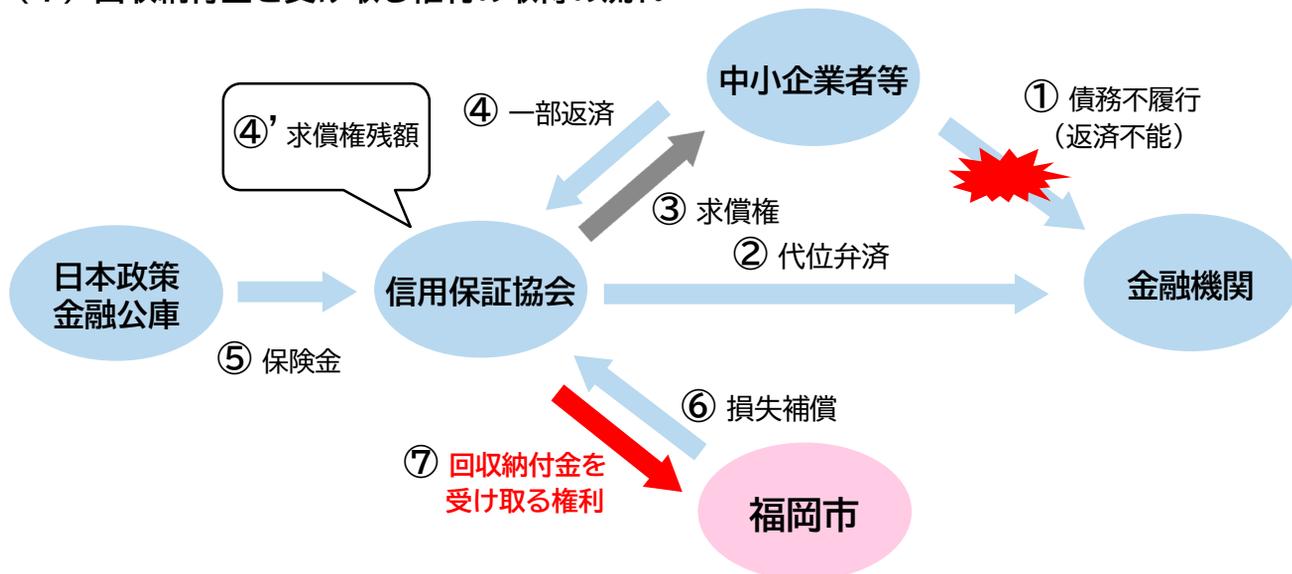
福岡市商工金融資金制度に関する損失補償契約に係る回収納付金を受け取る権利の放棄に関する条例に基づく回収納付金を受け取る権利の放棄について

理 由	福岡市商工金融資金制度に関する損失補償契約に係る回収納付金を受け取る権利の放棄に関する条例第 3 条第 2 項の規定により、次のように福岡県信用保証協会の求償権に係る回収納付金を受け取る権利を放棄した。
概 要	経営状況が悪化した中小企業者等が迅速かつ円滑に事業再生等を図るため、裁判所による法的整理ではなく、債権者の合意による私的整理の枠組みで、福岡市商工金融資金制度を利用した借入金の減額を伴う事業再生等を行えるよう、福岡県信用保証協会に対して福岡市が有する回収納付金を受け取る権利を放棄するもの。
報告の内容	<ul style="list-style-type: none">・対象となる事業者数 1 者・回収納付金を受け取る権利を放棄した日 令和 6 年 8 月 13 日・放棄した回収納付金を受け取る権利の額 2, 498, 240 円・回収納付金を受け取る権利を放棄した理由 <p>福岡県信用保証協会の求償権の放棄等に係る申出が福岡市商工金融資金制度に関する損失補償契約に係る回収納付金を受け取る権利の放棄に関する条例第 3 条第 2 項第 1 号に掲げる計画に基づくものであり、かつ、当該求償権の放棄等が、当該計画に係る中小企業者等の事業の再生の促進に資するものと認められる。</p> <p>同者の事業再生計画に妥当性があり、雇用の継続・確保及び地域社会への貢献につながると判断したもの。</p>

福岡市商工金融資金制度に関する損失補償契約に係る回収納付金を受け取る権利の放棄に関する条例に基づく回収納付金を受け取る権利の放棄について

1 福岡市が放棄した回収納付金の額について

(1) 回収納付金を受け取る権利の取得の流れ



※参考

代位弁済

中小企業者等が金融機関に対して融資の返済が滞った際に、信用保証協会が中小企業者等に代わり金融機関に対して返済を行うこと。代位弁済が行われると金融機関は信用保証協会に債権を譲渡する。

求償権

信用保証協会が代位弁済することにより金融機関に代わって中小企業者等から返済を受ける権利。

保険金

信用保証協会が債務保証と同時に日本政策金融公庫に対して掛ける保険。信用保証協会が金融機関に対して代位弁済を行った際に、損害の大部分が保険金で補填される。

損失補償

信用保証協会が代位弁済を行った際に生じる損失の一部を福岡市が契約(損失補償契約)に基づき補償すること。損失補償の割合は融資金毎に定められている。

回収納付金を受け取る権利

信用保証協会が求償権の行使で得た回収金のうち、福岡市が損失補償を行った割合に応じて、信用保証協会より回収納付金を受け取る権利。福岡市が損失補償を行うと同時に回収納付金を受け取る権利が発生。

(2) 本案件の回収納付金を受け取る権利の放棄の金額

※表の②～⑥は(1)のフロー図の番号と対応

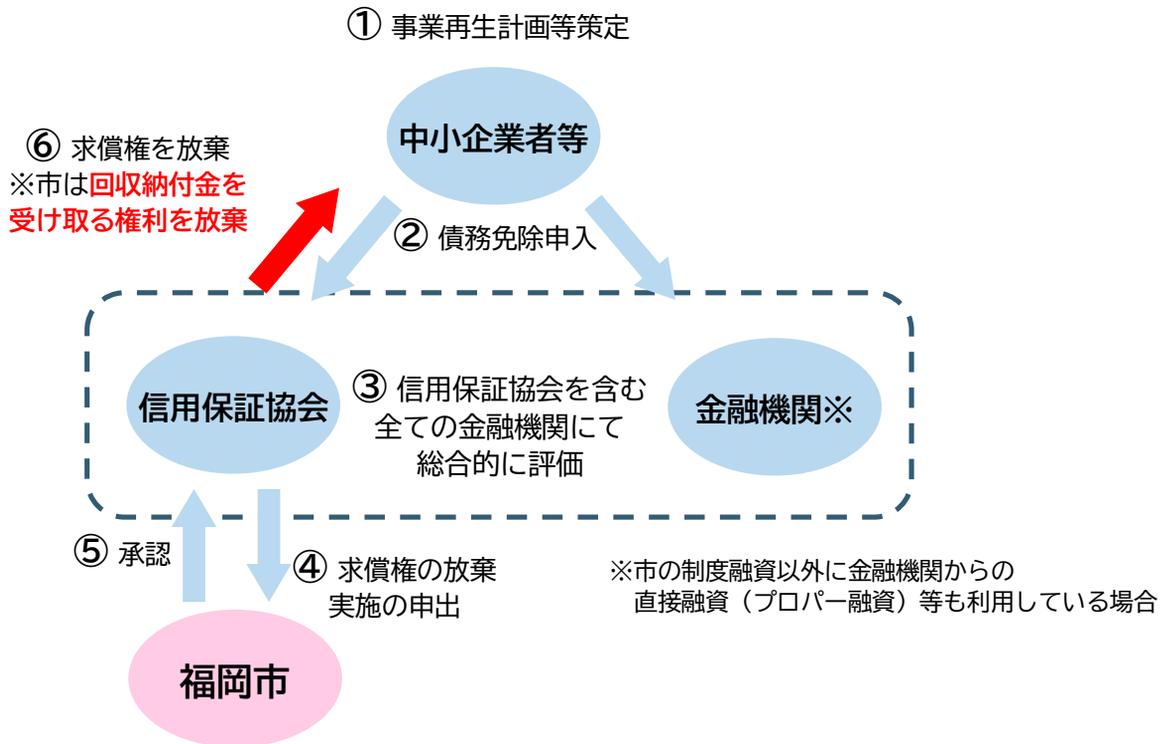
融資金名	②	④	④'	⑤	差額 (④'-⑤)	信用保証協会	⑥	求償権残高に 対する福岡市の 損失補償割合
	代位弁済額 (求償債務額)	一部返済額	求償権残高 (②-④)	日本政策金融公庫 からの保険金 (④'×90%)			福岡市 損失補償額	
コロナ対応資金	40,000,000	1,565,532	38,434,468	34,591,021	3,843,447	2,306,068	1,537,378	4.00%
経営安定化特別資金	20,000,000	782,766	19,217,234	17,295,510	1,921,724	960,862	960,862	5.00%
合計	60,000,000	2,348,298	57,651,702	51,886,531	5,765,171	3,266,930	2,498,240	4.33%

↑
信用保証協会が放棄した求償権の額

↑
本市が放棄した回収納付金の額

2 求償権の放棄等の申出を承認した経緯について

(1) 回収納付金を受け取る権利の放棄の流れ



※参考

事業再生計画等策定

中小企業者等が事業再生に向けて債務免除(求償権の放棄)等を含めて策定する計画。

求償権の放棄

債権者が求償権行使の権利を放棄すること。中小企業者等は追加の返済義務が免除される。

求償権の放棄実施の申出

信用保証協会が求償権の放棄をする場合、福岡市が有する回収納付金を受け取る権利の放棄も必要のため、福岡市へ求償権の放棄実施の申出を行い承認を得る。

(2) 市による確認事項

市において専門家に意見聴取を行った結果、提出された事業再生計画は、福岡県中小企業活性化協議会（旧中小企業再生支援協議会）の決定した事項に従い、認定支援機関（弁護士、公認会計士）が行った指導又は助言に基づき策定されたものであり、計画に妥当性があることを確認した。

(3) 求償権の放棄等の申出を承認した理由

- ・提出された事業再生計画に妥当性がある。
- ・本件の事業者は、約100名の従業員がおり、年間売上も約7億円で取引先も多く、創業から50年以上経過し地域に根ざしていることから、事業継続に意義があるとともに、雇用の継続・確保及び地域社会への貢献につながると判断したものの。

○福岡市商工金融資金制度に関する損失補償契約に係る回収納付金を受け取る権利の放棄に関する条例

令和4年9月15日
条例第52号

(目的)

第1条 この条例は、福岡県信用保証協会(以下「保証協会」という。)に対して市が有する回収納付金を受け取る権利の放棄に関する事項を定めることにより、中小企業者等の事業の再生の促進、新たな事業の創出その他の地域経済の活性化に資する事業活動の実施及び中小企業者等の取引先企業の経営の安定その他の地域経済の安定(以下「中小企業者等の事業の再生の促進等」という。)を図り、もって地域経済の振興に資することを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 中小企業者等 信用保証協会法(昭和28年法律第196号)第20条第4項に規定する中小企業者等をいう。
- (2) 求償権 保証協会が信用保証協会法第20条第1項第1号の債務の保証をした場合において、当該保証に係る債務(以下「保証債務」という。)を履行することにより取得する中小企業者等に対する債権をいう。
- (3) 求償権の放棄等 求償権を放棄し、又は求償権の金額に満たない額で当該求償権を譲渡することをいう。
- (4) 損失補償契約 市と保証協会との間の契約であって、保証協会が保証債務を履行したことにより生じた損失に対して市が補償を行うことを定めたものをいう。
- (5) 回収納付金 保証協会が損失補償契約の対象となる保証債務に係る求償権を行使することにより取得した回収金のうち、市に納付しなければならないものをいう。

(回収納付金を受け取る権利の放棄)

第3条 保証協会は、損失補償契約の対象となる保証債務に係る求償権の放棄等をしようとする場合は、あらかじめ市長に申し出なければならない。

2 市長は、前項の規定による申出を受けた場合は、当該申出が次に掲げる計画のいずれかに基づくものであり、かつ、当該求償権の放棄等が、当該計画に係る中小企業者等の事業の再生の促進に資するものと認めるとき(当該計画が第5号に掲げるものである場合を除く。)、新たな事業の創出その他の地域経済の活性化に資する事業活動の実施に資するものと認めるとき(当該計画が第5号、第7号又は第8号に掲げるものである場合に限る。)又は当該計画に係る中小企業者等の取引先企業の経営の安定その他の地域経済の安定に資するものと認めるとき(当該計画が第7号又は第8号に掲げるものである場合に限る。)は、当該申出を承認し、当該求償権に係る回収納付金を受け取る権利を放棄することができる。

- (1) 産業競争力強化法(平成25年法律第98号)第135条第1項に規定する中小企業再生支援協議会が同条第5項の規定により決定した事項等に従い同法第134条第2項に規定する認定支援機関が行う同項第1号の指導又は助言に基づき策定された計画
- (2)～(8) 略

(報告)

第4条 市長は、前条の規定により回収納付金を受け取る権利を放棄したときは、これを議会に報告しなければならない。

(委任)

第5条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、市長が定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。